

## 由利本荘市不育症治療費助成のご案内

由利本荘市では不育症治療やそれに伴う検査治療費を助成します

### ■対象者 下記の2項目全て該当される方

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）で、生殖医療専門医により不育症治療が必要であると認められた方
- (2) 申請日において夫婦の双方又は一方が1年以上市内に住所を有し、かつ申請日以降も引き続き在住していること

### ■対象となる医療費

生殖医療専門医が必要と認めた不育症の検査・治療にかかる医療費

※健康保険適用分・自費診療分、いずれの医療費も助成対象となります

※入院時食事療養費・差額ベッド代・文書料等は助成対象とはなりません

### ■助成内容

1年度あたり15万円を限度に助成します

※高額療養費や付加（附加）給付金、その他法令等に基づく給付がある場合は、その額を控除した額を助成します。

### ■申請手続き

治療を受けた日の属する年度の末日（3月31日）までに必要書類をそろえて、健康づくり課または各総合支所市民サービス課へ申請してください

やむを得ない事情により申請が遅れる場合は、下記問合せ先へ事前にご連絡ください

### ■必要書類

- (1) 不育症治療費助成事業申請書（様式3号）
- (2) 不育症治療・検査受診等証明書（様式3-1）
- (3) 法律上の夫婦であることを証明する戸籍謄本
- (4) 夫婦の住所を確認する住民票  
※事実婚の場合、「夫(未届)、妻(未届)」の記載があるもの
- (5) 薬局発行の領収書
- (6) 治療を受けた方の健康保険証の写し
- (7) 限度額適用認定証の写し（所持している方のみ）
- (8) 高額療養費、付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類（該当の方のみ）  
(1)・(2)についてはホームページ上からダウンロードできます



※郵送でも申請できます 必要書類を封筒に入れて、下記の送付先にお送りください

【問合せ先・申請書の送付先】〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1番地

由利本荘市 健康づくり課（本荘保健センター） TEL0184-22-1834